令和７年度 交通安全施設設置等要望調査表

（地域名）　　　　　　　（代表者名）　　　　　　　　　（電話番号）

交通安全施設（信号機、横断歩道、カーブミラー・啓発看板等）の設置について、次のとおり要望調査表を提出します。

* 本要望調査表には、設置を要望される近隣住民の方の同意のうえ、要望を記入してください。現地調査の結果、カーブミラー等の設置を検討する場合、改めて同意書の提出をお願いする場合があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先順位 | 施　設　名 | 数 | 設置要望場所 | 設置要望理由 |
|  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 設置要望位置図 |  |
|  |

（記載上の注意）

1.本要望調査表は、地域長を通じ、令和７年２月１４日(金)までに市役所総務課又は、
両支所まで提出してください。

2.予算の定めにより、全てについて設置することができない場合がありますので、必ず
設置優先順位を記入してください。

3.施設のうち、カーブミラーについては、１面鏡又は２面鏡の記入を、啓発看板につい
ては、具体的な表示内容（例えば、「迷惑駐車お断り」など）を記入願います。

・カーブミラーの設置基準について

見通しの悪いカーブや見通しの悪い交差点においては、十分に減速または徐行し、「一時停止」の標識があるときは停止線の直前で一時停止し、目視による安全確認が可能な位置まで進んだ後、ドライバー自身が直接目視で安全確認を行うことが原則となります。

木津川市では、カーブミラーについては、建物や壁などが原因で見通しの悪い交差点やカーブにおいて、目視による安全確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置しています。

　木津川市道路反射鏡（カーブミラー）設置等の基準について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,54549,12,98,html

・信号機・横断歩道の設置や改修について

　信号機の新設、横断歩道など交通規制を伴う交通安全施設については京都府警察が所管しております。

　信号機・横断歩道の新規設置や老朽化した施設の修繕については、京都府が実施する『府民協働型インフラ保全事業』で提案することができます。詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。

　https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/

※例年、交通安全施設の提案受付期間は、４月１日から５月３１日までとなっております。

※地域要望で、木津川市にいただいた信号機の新設、横断歩道など交通規制を伴う交通安全施設等の要望については、木津川市が取りまとめ、『府民協働型インフラ保全事業』に提案するか、木津警察署に提出します。